

【論文】

ベトナム難民の定住過程と多文化共生の課題 —群馬県伊勢崎市・前橋市でのフィールドワークから—

熊谷 圭知・新井 佑理

I はじめに

2015年9月、トルコ沖に打ち上げられたシリア難民の子どもの遺体の写真は、難民問題への世界的な共苦の感情を呼び起こした。しかしその後、欧米諸国では偽装難民の問題や、難民受け入れによる犯罪の増加、テロとの関わりなどが取り沙汰され、難民や移民に否定的な世論が力を増しつつある。

日本では「多文化共生」(山脇 2009; 加賀美 2013) が謳われる一方、それが文化を前景化し、社会経済格差を等閑視する危惧も指摘される(岩淵 2010; 塩原 2010)。難民問題への関心は高まっているものの(墓田 2016; 米川 2017)、難民非受容国¹⁾の日本では、「難民」はもっぱら表象としてしか流通していないと感じる²⁾。

実は日本はすでに、難民受容の歴史をもっている。1981年の難民条約加入以降の、インドシナ難民の受け入れである。しかし今日の難民をめぐる議論の中で、その歴史的経験が想起されることは少ない。

本稿の目的は、ベトナム難民が定住した群馬県伊勢崎市・前橋市でのフィールドワークを通じ、日本における難民定住過程の経験を共有し、その課題を考えることにある。

II 研究の背景

1. 日本におけるベトナム難民の法的地位

1951年に制定された「難民条約」によれば、「難民」の要件は、1) 人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すること、2) 国籍国の外にいる者であること、3) その国籍国の保護を受けることができない、またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者であること、の3点である(外務省 2016)。同条約に該当する者は、「条約難民」「認定難民」などと呼ばれ、いわば「狭義の難民」である。しかしこれまで国際機関や受け入れ国では、上記のような明確な難民性を認められなくても、広く「難民」として認め、「条約難

民」に準じた処遇をとってきた。これは「広義の難民」である。

インドシナ難民は、1975年、その緊急性ゆえに、人道の立場に立ち、厳格な難民審査を経ず国連総会において一括して「難民」と規定された人々であり、「広義の難民」として国内法により法的地位が規定される。ただしこの中から難民申請をして「条約難民」になることも可能であり、在日ベトナム難民にはこの両者が含まれている(川上 2001: 49-51)。

これまで日本政府により定住許可が与えられたインドシナ難民は11,319人、その内訳は、①ボートピープルとして来日した者3,536人(31%)、②海外(アジア地域)の難民キャンプから来日した者4,372人(41%)、③合法的海外出国者(Orderly Departure Program: ODP) 2,669人(21%)、④元留学生等(1975年以前に留学生や研修生等として来日し1981年より定住枠に入れられたもの)742人(7%)である。ODPとは、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)とベトナム政府との間で締結された了解覚書に基づき1979年に始まった、家族再会等の人道的なケースにおいて合法的に出国できる制度である(外務省 2016)。

ベトナム政府は、外国に受け入れられた難民の国籍回復を認めていないが、日本政府は彼らをベトナム人として外国人登録している。それゆえ、彼らの多くは実質的に無国籍の現状にあり、血統主義が強い日本においては、彼らの二世の国籍も曖昧である(戸田 2001: 107)。

2. 受け入れから定住まで—先行研究の検討

日本に最初のベトナム難民がやってきた1975年、真っ先に支援の手を差し伸べたのは、日本赤十字や宗教団体などだった(田中 1994: 150)。これに対し、日本政府が本格的に収容施設を整備し始めたのは、ボートピープルの到着ラッシュが過ぎても、第三国への定住がなかなか円滑に進まず、難民の一時滞在が長期化する傾向を示し始めた頃からだった³⁾(田中 1994: 151)。政府は1979年から1983年にかけて、難民への生活適応訓練施設(姫路定住促進センター、大和定住促進センター、品川の国際救援センター)を開所した。これら施設では、日本語

教育と生活訓練が行われたが、短期間のオリエンテーションにすぎないものだった。

田中（1994: 156, 160）は、日本の難民受け入れが批判される要因はその数よりも受入れの遅さにあったとし、定住資格において「善良な社会人として生活を営む」ため安定した生計が求められたと指摘する。吹浦（1995: 117）は、政府がインドシナ難民の受け入れに消極的だったのは、「単一民族国家」としての日本の等質性を壊し、行政の負担を重くし、社会の混乱を招く懸念があったためとする。Yoshida（2011: 119, 202-203）は、オーストラリアと日本のベトナム難民女性の定住過程を、シティズンシップを軸に比較検討し、定住に伴い政府がさまざまな言語サービスを提供したオーストラリアに対し、日本では経済的な自立と雇用が重視され、公的支出が制限されたこと、またオーストラリアのような多文化主義の理念を欠く日本政府が、ベトナム人難民とそのコミュニティのニーズに冷淡だったことを指摘している。

荻野（2013）は、日本では地域社会で生活を開始した後の援助が少なく、日本語力の不十分さによる困難が存在する中、彼らが近隣や職場などにおける「重要な他者」との相互作用を通じて、生活力を獲得したとする。また川上（2001）は、在日ベトナム系住民60世帯を、出身地への訪問も含めて長期にわたり継続調査し、ライフヒストリーに基づく「越境する家族」像を提示している。

日本への定住者のうち、約7割が上記のセンターで生活適応訓練を受けたが、日本赤十字や宗教団体の生活支援や日本語教育を受けてそのまま直接日本へ定住する難民もいた。カトリックの福祉部門であるカリタスジャパンは、全国に22箇所の一時的滞在施設を設け、支援を続けた（戸田 2001: 119）。前橋市の「あかつきの村」も、カリタスジャパンの要請を受けて難民を受け入れた施設の一つである。こうした民間施設は多くの難民にとっては重要な拠り所となった⁴⁾。

3. 本研究の目的と方法

上述の先行研究では、ベトナム難民を受容した地域社会の側がどのような実践を行なったのかについては十分検討されていない。本稿では、群馬県伊勢崎市・前橋市を対象に、ベトナム難民の定住過程に関わったさまざまな当事者たちとベトナム難民自身からの聞き取りを通じ、日本における難民定住過程の経験を多元的に明らかにすることをめざす。研究の方法は、市役所、ベトナム難民集住地区の住宅団地自治会、あかつきの村などの関係者およびベトナム難民自身へのインタビューと、団地の夏祭り等での参与観察である。

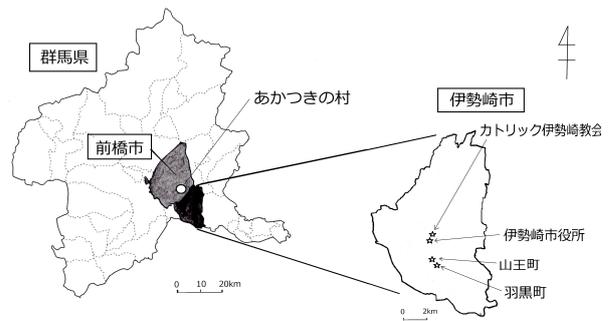


図1 調査対象地の位置

(筆者作成)

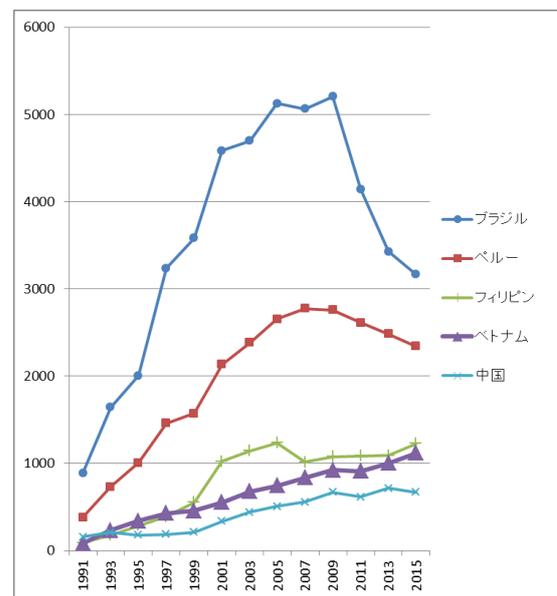


図2 伊勢崎市の国籍別外国人人口の推移

(伊勢崎市市民部国際課資料より筆者作成)

日本の外国人受け入れは自治体が担っており、国際化は地域から進行している（毛受 2016）。多文化共生の課題を論じる上では、ナショナルな空間の画一的規範を問題にするよりも、ローカルな場所の多様な実践から学ぶことに意義があると考えられる（熊谷 2011）。

III 群馬県伊勢崎市へのベトナム難民の定住過程

1. 対象地域概説

伊勢崎市は群馬県南東部に位置する（図1）。人口は211,323人（2015年1月）で、県内では高崎市、前橋市、太田市に次ぐ人口規模を持つ。近年は多国籍化が進み、市内には59の国籍の住民が住む。その総数は約1万人、市の人口の4.8%に上る。図2は、伊勢崎市の国籍別外国人人口の推移を示したものである。この図からは、ベトナム人だけでなく、フィリピン人、中国人の緩やかな増加傾向が見られる。一方ブラジル人、ペルー人の減少傾向は、リーマンショック後の日系人帰国支援事業の影響

と推測される。

2. 羽黒公営住宅における集住とその課題

本章で詳述するあかつきの村などの定住支援を受けたベトナム難民たちは、徐々に近隣の地域に居住するようになり、県営・市営住宅を中心に、いくつかの集住地区が形成された。その代表的な地域が、伊勢崎市南部に位置する羽黒町である。あかつきの村から車で20分ほどのこの地域では、1978年に最初の外国人としてベトナム人留学生2人が入居して以降、外国籍世帯が増加し、現在では96世帯、県営住宅ではおよそ45%を占める。中でも県営住宅のC棟では、2015年7月現在、24戸中18戸を外国人世帯が占め、特にベトナム系とペルー系住民が多い。一方で、13棟ある市営住宅では県営に比べて外国人が少ない。これは「特定目的別管理入居制度」⁵⁾の影響である。なお、ベトナム系住民の場合、近年は一戸建てへ移る人が増加している。

県営住宅の管理は県住宅供給公社、市営住宅の管理は市住宅課が行なう。県営住宅の管理人は住民が務めるが、市営住宅は市が直接管理している。団地では10から20世帯を単位に持回りで組長を置いており、国籍に関係なく担当することになっている。

自治会役員によれば⁶⁾、外国人入居者が増加し始めた頃、住民同士のトラブルや騒音問題、生活習慣の違いによる自治会活動の難しさなど、多くの課題を抱えたという。長く県営住宅の管理人を務めてきたFさんは、長期間留守にしたり部屋を又貸ししている入居者の存在などにより、入居者の把握が難しかったと言う。「日本人と違ってベトナム人の場合は全くわからない。顔もわからないし言葉も通じないから確かめようがない…」。

2005年には、県営住宅の自治会から、「外国人の集住に反対する要望書」が県に提出された。その中では、1) 羽黒県営住宅に外国人を集中的に入居させない、2) 入居させる場合には、各棟にバランスよく配置する、3) 入居に際し、日本の法律、ルール等をきちんと守るよう指導する、4) 騒音により他人に迷惑を及ぼさないよう指導する、5) 危険物、ゴミ搬出についてルールを守るよう指導する、6) 空き家に品物等を放置しないよう指導する、7) 空き家の管理を徹底する、ことが要望されている。また「外国人による迷惑」として、1) 早朝より深夜までカラオケをしている、2) 深夜から早朝に車のステレオ、爆竹を鳴らしたり、声高に雑談をする、3) 空き家の庭、空き地に道具等を放置したり、違法に増築したり、入居者不明の部屋があったりする、4) ゴミを指定以外の日に出している、などが挙げられ、5) これ

以上外国人を入居させないでほしい、6) 規則違反者は即時退去させてほしい、7) 日本人が小さくなって生活している、と訴えている。

県は、当初から国籍による差別をせず、希望があれば入居を許可する方針だったため、要望書を受けても特別な政策は打ち出さなかった。一方、市役所を中心に、住民の交流を図る取組みも始まった。同年には羽黒交流グループが発足し⁷⁾、羽黒団地外国人(ベトナム人)との懇談会も開催された。グループは、外国人子弟に日本語を学習する機会を設けることを通じて、親との交流を願うものでもあった。

こうした試みはどの程度功を奏したのだろうか。区長のCさんは、「前よりは改善したかな」と言うが、依然として課題も残っている。

第一に、住民間に存在する南北ベトナム間の隔たりである⁸⁾。「組長やりたくないっていう人もいる。南北ベトナムで対立してるけど、集金とかしなくちゃだから、顔合わせたくないっつうんで」(Fさん)。

第二に、言葉や習慣の違いによる日本人とのコミュニケーションの困難さである。Fさんの奥さんは「区費っていうのがあるんだけどね、意味伝わんなかったからごみのお金って言うてるんだよね」と言う。日曜日に教会へ行く住民も多く、休日に集まりを開いても参加率が悪い。「C棟だと、(外国人が多すぎて)役員決められない」(Fさん)。また「ベトナム人っつうのは掃除が嫌いだからね。これは徹底してる。自分の部屋はやるんだけど…」(Fさん)など、住民の間の隔たりはまだ大きい。

しかしその一方で、それを克服しようとする意識や実践も存在する。区長のCさんは、「ごみ出しも、日本人だって隙をみてやっていく(決められた場所以外に捨てる)からねえ。外国人とか日本人とかいうことではないんだけど」と言い、「一緒に作業したりという場を今後増やしていきたい」、「役員を引きうけてもらえるような働きかけをしたい」と語る。県営住宅に住むEさんは、組長を務めた当初、ベランダの前がゴミだらけだったり、上からゴミを投げる人がいたりという状況を目の当たりにして、最初が肝心と思い、ゴミを拾い本人に返しに行くなど、徹底して真正面から対処して接するようにした。その結果、今では外国人住民から悩みを相談されるほどの関係になったという。「日本に住んでるんだから、ある程度日本に合わせねえとだめだよとか言っちゃうんだよね。それで向こうは、異論があれば言ってくると思うしね」(Eさん)。そこには、一方的にルールを強要したり、陰で文句を言いながら直接の関わりを避けるのではなく、積極的に異見をぶつけ合いながら一緒に暮らそうという

態度が見出される。

第三の問題として、子供を介しての親との交流が進まない点がある。自治会役員のDさんは、いまだに「親がなじまないというのがネック。働きすぎて余裕がない」と言う。長年区費の集金を行ってきたFさんの奥さんは、「ベトナム人は（日本人に比べ給料が安く、3Kの仕事ばかりで）日本人はずるいって言うよ」。

自治会活動や地域の行事に関わる余裕のない人も多い中で、地域の子供会に日本人の子供しかいないという状況も生まれてしまっている。以前、子供会に参加していた外国にルーツをもつ子供に対して差別があったこともあり、参加するのは自然と日本人の子供だけになってしまったという。子供達同士では仲が良く、「大きくなって通訳とかしてくれるし。かえって日本人より挨拶とかしっかりしてくれる」（Dさん）が、いまだに親同士の交流は進んでいない。

IV 前橋市、あかつきの村での難民支援

1. あかつきの村による支援の経緯

ベトナム難民の支援に早期から携わってきたのが、前橋市の「あかつきの村」である。伊勢崎市中心部からは約10km北西に位置し、上毛三山の一つ、赤城山のふもとに、穏やかな自然に囲まれて静かに佇んでいる。

筆者らが話を聞いたのは、1999年からこの施設に勤務するAさんと、2009年から勤務するBさんの二人の職員である⁹⁾。Aさんは50代の女性で、東京で就職後、修道院に入り、実習であかつきの村を訪れたことをきっかけに職員となった。現在、食事の世話を含め、同施設を中心に切り盛りしている。Bさんは30代の男性職員で、精神保健福祉士の資格をもつ。グループホームあかつき荘の管理者を務め、ケースワーカーとしても地域のベトナム系住民たちと関わる。

あかつきの村（以下「村」）は、元々心身に障害をもった日本人のために、石川能也神父（2012年没）が創った施設である。フランスに生まれたカトリックのエマウス運動の理念に基づき、山林を地元の知人たちと開墾し文字通り手作りで1979年に生まれた施設は、廃品回収で生計を立てながら、社会に顧みられない人たちの居場所となる生活共同体をめざした。1982年春、村はカリタスジャパンの要請を受けて、ベトナム難民を受け入れることを決め、9月には難民センターの建物を完成させて、第一陣の16名を入所させた¹⁰⁾。以後、半年から1年を目安として、定住の準備をして社会に送り出す活動が始まった。村には、国からの支援はなかったが、全国から集まった衣料品などの支援物資を活用したバザーなどで資金

を集めた。定住支援のための日本語教室も開講し、群馬大学のボランティアと職員が夜間教えた。1989年には新難民定住促進センターを建設、長崎県大村レセプションセンターから30名が移り住んだ。以後、これまでに約300人の難民を受け入れてきた（あかつきの村・ベトナム難民受け入れ25周年記念誌発行委員会編 2007）。

2. 難民の抱える困難・行政との距離

難民受け入れ当時、統一した支援体制は確立しておらず、行政の介入も遅れたため、難民の生活環境を整えるのは大きな苦勞だった。学校教育や医療機関の開拓から、もめごとの謝罪・弁償、生活の資金援助まですべて石川神父が行った。教育面では、学区の教育委員会では受け入れを拒否されたため、神父自身の地元の恩師を頼り受け入れにつなげた。また、医療面では神父の知人の医師に依頼したという。

来日後も多くのベトナム難民を苦しめることになった逃亡経験の苛酷さは、想像を絶する。「今（村で）一番病気の重い人がそうですね。…一番貧しい底辺の、牛三頭、なべ、石を三つ並べただけのかまど（しか持っていないような）、拾ってきた木が壁と屋根っていう、そういう生活からの、いきなり何の準備もない日本（に來て）」（Aさん）。ほかにも、夜中、星座を頼りに舵をとり命からがら逃げた人、理由もわからないまま一人船に乗せられ「親に捨てられた」と心を病んだ子供、異国の地で自己実現ができないストレスを一人で抱える父親など、それぞれの苦しみがあった。ベトナムでは役人や教師だった人も、日本へ来て、言葉が通じないというだけで単純労働の選択肢しかなくなり、自信を失ったケースも多い。しかしAさんはそうした中、ベトナムでは難しくても日本では手の届きそうな夢、たとえば車やマイホームをもつことを目指し、家族みんなで頑張ろうという意欲も感じたという。単身でやって来た健全な人のほとんどが、早く社会に出て自立することを目指していたし、当時は景気もよくそれが可能だった。

村では、各定住センターでは対応の難しい精神疾患の患者達を受け入れた。特に重篤の患者が村に集められ、石川神父が生活の面倒を見た。しかし施設は開放的で門も柵もなく、24時間誰でも出入りできる。規律のようなものもほとんどなく、酒やたばこも自由だった。そこには、徹底的に人間を信頼するという神父の流儀が貫かれている。

精神保健福祉士のBさんは、入職当時をこう振り返る。「自分が来たときは症状が重い人もいたが、だいぶ落ち着いてきていた。周囲の会社の窓ガラスを全部割ってし

まったり、包丁を体中に巻きつけたり、家の中で火を焚いたり…などずいぶん大変なこともあったようだ。当時の精神医療は、隔離して入院加療し投薬するという形が基本だったが、難民の人たちにとっては、病院に入れられることは、ベトナムでの収容所を想起させ、かえって悪化してしまう。村では、一緒に食事を取り、Aさんがベトナム料理を作るなどして居場所をつくるよう努めた。

1994年の国連のインドシナ難民問題終息宣言を受け、1999年に村の定住促進センターも閉鎖された。現在では、村は、残された難民の支援を行なうグループホームと地域活動支援センターに移行し活動を続けている。多いときには80人ほどのベトナム難民が一つの敷地内に暮らしていた村では現在、ベトナム難民4人と日本人6人が入居し、ベトナム人スタッフ2人と日本人スタッフ4人が運営している。村の目標は、このベトナム難民たちを最後まで看取ることだという。それが受け入れた者の責任であり、日本の責任だからだ。現在の村ではむしろベトナム人が日本人を気遣っているという。「ベトナムの人が持っている傷が、ある部分力になっているところもある」とBさんは語る。

V ベトナム難民の語りから

以下は、新井が聞き取ったベトナム難民4名の語りである¹¹⁾ (括弧内の属性は、性別/来日経緯/国籍/職業の順)。4名はいずれも、伊勢崎市内の公営住宅(羽黒団地、山王団地)での居住経験がある。新井の発言はイタリックで示した。下線は筆者による。

1. Gさん(男性/1983年ポートピープル/無国籍/ベトナムへの中古機械販売)

大変なことは、国籍がないこと。書類のなかでベトナムの国籍としてやってるけど、日本だとパスポートもってるじゃないですか。ベトナム人だと、みんなその再入国許可書っていう法務省が発行する許可書ね。(それしかない) そうすると、ほかの国だとみんなわからなくて、入国することできません。…基本的に今は脱国者っていう項目で、私は日本国籍ももってない、ベトナムの国籍も置いてない。

——日本に帰化するっていうのはお考えですか？

考えてます。子供のためには、ちょっと考えるけど、法務省はね、ちょっといろいろのわからない人ばかりで、子供が日本で生まれたのに、ベトナムで出生証明書(が必要)とか、いろいろ証明書をベトナムでもらってくださいっていう人がいたんで、一回断念して。

——Jさん(Gさんの奥さん)は、ベトナムの国籍？

ベトナムの国籍。私と結婚して呼び寄せして、ベトナムの国籍になってるんですけど、私が難民。日本は、難民認定しないけども、あの、ポートピープルで。83年で、難民センターの、長崎の大村センターに収容されて。そこからカリタスジャパンの、新潟県の柏崎に神父さんが受け入れてくれたんですよね…ここに石川神父いらっしやって、群馬に。それから、あかつきの村にお世話になったんですよね。それでずっと伊勢崎。羽黒にもう18年前からずっと。大学行った時に、羽黒団地で、ちょっとちっちゃいの部屋。ベトナムで結婚してここで子供をもうけて、18年たちました。

——仕事見つけるのとかは、どうやって？

そうですね、私わりあい、土木現場で仕事すること多かったです。それから自分の会社を興したので、今自営。ベトナムに、貿易っていうか、機械とか輸出。日本の、中古機械とか買い取ってベトナムに輸出して、ベトナムで、販売する。

——これからも日本で暮らしていくお考えですか？

そういうつもりでいます。今子供がみんな中心で日本で生活している。

——日本社会で、どういうことが一番不便だとかは…

そうですね、国籍の問題。いろいろな仕事の面で制限されるからね。現場、日本はすぐカタカナの名前だとみんなあの嫌がるっていうか、一歩引くんだよね、だけどいざと一緒に仕事すると全く日本と変わらない人でしょ、そこからみんな理解するけれども。ただ現場監督でカタカナでいると、ちょっとみんな疑うんだよね。外国人だと、大丈夫ですかと。あと、外国人を受け入れない会社もあるけど。それは困ること。私、今困っているのは、子供たちがいろいろ、日本のもし公務員とか、そういう仕事関係には、国籍帰化しないと、子供が困るね。もし先生になりたくなったり、市役所の仕事とかね、困ったなあと思って…

——日本人や社会にどうなってほしいとか？あとご自身は日本に来て良かったですか？

そうですね、日本ね、今ね、十分外国のみんな、訳があつて海外に逃亡してっていうか、難民になったわけですから、…日本語とか教育の場面を、もっと場所をつくってもらいたいと私思う。何でもかんでもその言葉の壁ね、いろんな文化とか、シャットダウンされるので、その文化が取り込んでいかないと、みんなノイローゼになったり、病気になったり、ね、そういう意味で、日本はもう少し、難民の方々とか、受け入れるなら、もっと日本語、日本の文化とか教育できるように。昔のベトナム(難民)みたいに、3カ月の日本語だと全然使い物にならないの

で、だからもっと日本語の勉強の場をつくって、それで職場とかね、いろんな支援、経済的の支援だけじゃなくて、精神的の支援、そのサポートできるような場所をつくれればいいなど思ってるんです。みんなその、難民になったのは自分が、自分の国を捨てて外国に行く。いろんなこと不便があって、だから戦争があったり、自分が迫害されることがあったり、もうどうしても海外に逃げなきゃならない人間たくさんいます。それを温かく見守って、受け入れてくれればなあと思います。

(日本に来たときのことについて)

クウェートのタンカーに助けられて。日本は当時、1983年ね、国連に圧力かけられて、難民を受け入れるように。だから日本に着いた。だけど、第三国の親戚とかいないから、日本にいるしかないと…こういう話を、国会で述べてくれたらいいなあ、国会の人、みんな口だけで、なにも変わらない。

2. Hさん(男性/ポートピープル/無国籍/工場勤務)

大変のことはね、まあ私は考えると、国籍取りたいけど、それ難しいと思いますね。ほかの国は、たとえばアメリカとか、たぶん簡単とれると思います。だけど、こっちは政府がちょっと厳しいじゃないかと思いますね。なんととっても厳しいのはね、たとえば、子供たちは日本に生まれたんですけど、ベトナムの、出生証欲しい(と言われる)ですよ、それ無理じゃないですか。なんでベトナムの出生証欲しいです？ 私たちは難民ですね、昔は船で来ましたんですね。その時は、ベトナム国籍じゃないでしょ。ベトナム帰っても国籍なしなんだけど…

—それが一番大変なことですか。

一番大変ですよ。みんなは国籍取りたいけど、ほんとに厳しい。子供達もですね、国籍がないと、生活どうする、厳しいでしょ。こないだ私の一番上の子供、オーストラリア勉強して2年間、でこっち帰って、また国籍取りたいけど、日本政府は、オーストラリア2年間行ったから、帰ってもあと(取れるのは)5年後。ちょっと何かおかしいじゃないですか。オーストラリアに行って、勉強だけですよ…それ不満でしょ。

—じゃあその5年間を待たないと…

そう、だから今は国籍なしで仕事ですよ。今日本語先生。学校じゃなくて、研修生たちの中国とかタイ人とかベトナム人とか。日本語と英語、通訳とか、ベトナム語も少し通訳で、日本語教えるだけど。私(今の)会社は17年目だけど、前は、派遣会社から入って、社会保険は…ずーっと10年くらいかな、入らなかった。

—派遣だったときは、入れなかった？

入らなかった、十何年くらい。

—あとじゃあ、日本人とか、日本社会とか、どう…？

あー、日本人はねえ、まあ、えーと、私の会社は、ほとんど良い人と思いますよ。性格のね、優しいだけど。奥さんは、たぶん日本語あんまり分からないと思いますね。どんな仕事も、すぐね、日本人嫌い言うんですよ。奥さんね、どこやってもすぐやめる、日本人厳しいとかね、うるさいとか。私は問題ないだけど。

—じゃあこれからずっと日本に住み続けて…

そうですね。

—あと、日本でどこに着いて、その後どういうふうに伊勢崎にいらっしゃったんですか。

私、は、ベトナム出るときに、どこ行くか考えてない、逃げるだけ。共産主義、ね、嫌いから。で、途中で、大きい船、アメリカの船に乗り換えて、直接日本に来ました。大村難民センターね…そこに入って、1カ月くらいかな、次のグループ入っていっぱいになって、そこから移動。品川難民センター入って…私は、その時は仕事できないでしょ、難民センターだから、順番順番じゃない、4カ月以上ぐらいうざーっと中に、でこっち(あかつきの村)は、すぐ仕事できるから、ほんとに、ベトナム家族も手伝いたいから、私すぐに手紙書いた。石川神父様に。ベトナム語だけど、通訳の人通訳して、神父様バス頼んでね、私家族、奥さんと一緒にいたから、バスでこっち、あかつきの村、2年間くらい仕事しながら勉強、その後外で、団地、

—羽黒ですか？

ううん羽黒じゃなくて山王、そこ何年間くらい、仕事して、今家買った。ほんとに家族多いからね、6人だから、団地は結構狭いじゃないですか、で家買った。

—あのまだ、南と北で、対立とかは感じられますか。

ああ、まだですね、ありますよ…で私南の方ですね、お父さんたちは政府関係者だからね、軍隊だから。なんか学校行くときも、点数は低いですよ。

3. Iさん(男性/1983年ポートピープル/帰化し日本国籍/あかつきの村勤務)

あかつきの村の仕事始める前にいろいろ仕事やってたんですよ。金型の仕事とか電気配線工事とか、コンクリの仕事をやっていました。あかつきの村の仕事の始めは性格的に(合っていたから)だね、その前はぼちぼち手伝いだけで、職員になったのはまだ15年くらいか。そして今、こっちでたぶん定年まで、仕事を続けていく考えありますから。それで定年の後はまだわからないね。出来れば向こうで。私の希望はね、もし政府…もう少し変

わったら、私、日本でいろいろ勉強したんで、日本で勉強した物事を若い者達に教えてやりたい。

—たとえばどんなことですか？

いろいろだね。仕事によって、経験はあったんですから。金型の仕事とか、電気の仕事、技術、配線の技術とか、介護のことも。

—介護もされてたんですか？

うん、私もヘルパーの資格もあるから。そのことを、むこうの人達に、教えてやりたいけど。それは自分の希望で…けれども、希望をもっていますから。政府が、もうちょっと優しくなったら。自由とか、人権の尊重とかね。

—日本の国籍をとられたのは、どうしてですか？

私はね、日本に来て、国籍ないですね、ベトナムの国籍もない。だから30年以上、無国籍になったんだよね。無国籍の状態、海外に行くのは難しいだね。そして、私、ベトナムよりも、日本の方が長いだから、ね、長く日本に住んでいたんだから、日本人になって、そして日本の社会のためになにか貢献できるか、それ簡単だね。ベトナムの、無国籍で、なにか社会にやっても、ちょっと壁があるんだね。だから、ちゃんと日本人になって、いいんじゃないかなと考えて帰化した。

—30年間、何か、迷いとかは…？

ありますね。私どっちの人間か。日本の人間か、ベトナムの人間か。無国籍だから、それは悩んでいた。日本だけがね、再入国（許可という資格）があるけれども、他の国はないですね。大体、定住とか帰化、ね。もちろん私の再入国（許可証）の中にベトナムの国籍が書いてあるけれども、ベトナム人なのに、なんで、ベトナムへ帰るときに、ビザが必要、それおかしいですよ。その流れで。そして日本の社会に、貢献できるように、それで帰化したんだ。

（市役所との関わりについて）

国際交流、に参加したことがあるんですよ。市役所の国際交流、伊勢崎に住んでいた外国人みんな集まって、共生、ですね、のかたちでいろいろ活動…¹²⁾。

—どんなことされたんですか。

たとえば私に対して、ベトナムの難民に何か問題があるか、その問題を市役所の人に伝えて、そしてどうするか、解決できるように。その中に結構いるんですよほかの国、国籍が。みんなで考えて。外国にいるの私たち、どうしたらいいか。意見交換とか。カンボジア・ラオスもいるんですね。ミャンマーとフィリピン人と中国人と。結構十何カ国で。代表として、意見交換とか、自分の経験をみんなに伝えて、みんなで考えて、どうしたら伊勢

崎市のみんな幸せに、生活を安全できるかなだね、考えた。

たとえば大地震ときとか、どんなようにするか、意見交換。私大体5年間ぐらい参加して。最近ちょっと忙しいから、やめちゃった。いつかまた戻りますから。むこうの人達も、待ってますから。

—到着されたのは、何年くらいですか？

32年前かな。館林に2年間住んでいた。その時に、石川神父様と出会って、いろいろ話しましたんで。あかつきの村結構ベトナム人の集まりあるから、たとえば子供の中秋、秋のお祭りね、旧お正月とか、の時に全部やっていますから。私あかつきの村のこと気に入って、伊勢崎に引っ越しして…。十何年前からあかつきの村の職員になった。大体日曜日はあかつきの村のミサに行くと、そのあとはいろいろ手伝っていきますから。

—ベトナムを出るときは、日本とは思わなかったですか？

そうだね、どこでもいいんですよ、自由があれば。自由と、人権の尊重があれば、日本でも韓国でも。それ一つの条件だけ、というか希望だけですよ。

—結果として日本で良かったと思えますか？

そうだね。いいんじゃない。日本いるとね、差別などが少ないじゃない。顔同じだから、アジア系だからね。アメリカに行くときつくりわかるんだから、この人はアジアとか。日本にいるのは、みんな同じ。気分的にね、それがいい、一番いいこと。顔同じ、だから兄弟のようなどころに行った。ねえ、大丈夫でしょう。

4. Jさん（女性・Gさんの妻／1998年ODPで来日／ベトナム国籍／主婦）

1998年、ODPで来日。Gさんがベトナムに一時帰国中に出会い、結婚し、来日。最初の4カ月間、日本語を勉強した。すぐに妊娠するも流産してしまい、体調がすぐれず勉強は一旦中止した。その後、前橋で勉強したが、次の妊娠のため2カ月でやめた。「惜しいですね。とても、惜しい」。そのあとも、2年ごとに子供ができたため忙しく、勉強したかったができなかった。また実際は、日本語よりも車の免許のほうが、子育てには必要だった。2006年、ベトナムの母親が来日し子供の面倒を見てもらいながら、運転を勉強、免許を取ることができた。1年前からまた日本語教室へ通えるようになり、「楽しい。勉強したい、日本の生活学びたい」。

子供は日本語を話し、ベトナム語は少しだけ話す。ベトナム語の勉強として、毎日少しずつベトナム語で話していたが、今は忙しく、できていない。ベトナム語で話通じると、嬉しい。Gさんは日本語ができるが、Jさ

んは細かい内容の話ができず苦勞している。「今、子供は反抗期で、難しい。日本語で子供の状況が分かるようになりたい。いろんな問題も出てくるから、日本語で分かるようになりたい」。「ベトナムの祖父母とも話ができるようになってほしい」。

来日当初、頼れる人はGさんだけ。教会でベトナム人に会うこともあったが、プライベートな問題はベトナム人同士でも相談しづらかった。誰かに言ったら、他の人に伝わってしまうと思った。子供のことなど、心配なことは、日本人の神父さんに相談した。住まいはGさんが独身で住んでいた羽黒町の県営住宅で、同じく県営住宅に住むIさんの家を訪れることもあった。Iさんが教会のリーダーだったこともあり、Iさんの家でパーティーをしたりした。また、あかつきの村ではミサに参加したり、シスターに助けってもらったりした。正月やクリスマスなどもIさんを中心に集まった。「Children don't know Vietnamなので、Iさんは子供達にベトナムを教えるためにやってくれた」。

日本人はみんな優しい。何か尋ねると、説明して助けてくれる。しかし「Many people want to talk with everyone だけど、日本語を話せる人達だけが、日本人と話せる」。

「Can understand, but difficult to talk. Can't explain. 自信をもって話せないことが問題」。今困っているのは、Gさんや子供達に国籍もパスポートもないこと。今後「Have to study Japanese」,そして「いろいろな難しい問題がある子供達のことを理解できて、fair lifeが送れるようになりたい」。

VI 結語

ベトナム難民定住過程においては、公的な支援に遅れがあり、民間施設が支援をリードした。群馬県では、石川神父の尽力とあかつきの村の果たした役割が大きい。しかし地域へ送り出された後の難民たちは、行政をはじめとする地域社会の連携がとれていなかったために、不安定な状況に追いやられた。私たちはこの経験から、日本に欠けていた「受け入れる者の責任」を学ばなければならないだろう。

羽黒団地自治会からの聞き取りでは、ベトナム人の集住が、日本人住民にさまざまな波紋をもたらした様子うかがえた。こうした中で、一緒に作業をしたり、積極的に働きかけたりしていくことが、ホスト社会の側からの場所づくりの鍵となる。こうしたローカルレベルでの他者との邂逅や共生の実践を丁寧に見極めることが多文化共生という課題にとって重要だろう。

ベトナム人住民側の問題としては、多くの人々が、日

本人が就きたがらないような労働に従事しており、経済的・時間的余裕がないことが挙げられる。多文化共生を考えるとき、文化や言語の壁だけを課題に掲げるのではなく、その根底に横たわる、経済的・社会的な格差から目を背けてはならない。

ベトナム難民へのインタビューからは、一人ひとりの経験や思いを聞くことができ、彼らの直面する現実がリアルに浮かび上がった。語りの中から共通に浮かび上がってきた点がある。

まず第一に、国籍の問題が深刻な悩みとなっていることである。国籍問題から制約や偏見を被った経験とともに、自らの子供達に同じ思いをさせたくない強く願っている。しかし帰化の手続きは煩雑だけでなくしばしば理不尽であると感じられている。

第二に、経済面だけでなく、日本語や日本文化の教育など、精神面の支援が期待されていることである。そしてそれを通じ、やむを得ず祖国を逃げた人々を温かく見守る社会を望んでいる。

第三に、インタビューを行なった男性たちは、いずれも滞在が長く、日本語ができ、比較的余裕がある人だったこともあり、日本人・日本社会に好意的であり、日本への定住を考えていた。Iさんは、30年間の無国籍状態を経て、葛藤ののちに帰化した理由の一つを、日本に貢献したいという思いだと語った。

ODPで来日したJさんは、ベトナム文化も大切と考えているが、子供達の第一言語は日本語でありコミュニケーションに悩みを感じている。そのため日本語を勉強して、子供達をきちんと理解していきたいという思いがある。最後に語られた「fair life」という言葉に、彼女の将来への意思を感じた。

ベトナム難民が来日してからの40年間、日本社会は彼らを積極的に難民と認めず、難民問題に真摯に向き合うことも避けてきたと言わざるを得ない。そうした構造の中で、羽黒団地自治会、あかつきの村の職員、そしてベトナム難民たちによる、ローカルレベルでの多様な個人の実践が、その場限りではない共生への契機をつくり出していた。そこに見出されたのは、日本の政治や文化の構造的制約に葛藤し、時には絶望に陥りながらも、他者に働きかける努力を怠らない態度だったといえよう。それが単なる職務や義務によるものではなく、お互いの生を豊かにするという実感に裏打ちされた時、はじめて多文化共生社会が実現されるのではないか。これが本研究を終えての筆者たちの共通の思いである。

付記 本稿は、2015年度にお茶の水女子大学文教育学部グロー

バル文化学環に提出された新井佑理の卒業論文「群馬県伊勢崎市のベトナム系住民と多文化共生の課題」(2015年度グローバル文化学環賞を受賞)に基づき、2016~2017年度に熊谷が編集・補筆したものである。卒業論文作成と編集過程では、新井・熊谷が伊勢崎市・前橋市でのフィールドワークを協働して行なうとともに、内容について継続的に協議・討論を行なった。フィールドワークでは、伊勢崎市役所国際課・住宅課の職員、羽黒町公営住宅自治会役員、あかつきの村の職員、そしてベトナム難民の方々に大変お世話になった。ここに記して心からお礼を申し上げたい。

注

- 1) 法務省によれば、2016年の難民申請者数は1万901人、そのうち難民と認められた者は28人、人道的な配慮から在留許可を認められた者が97人だった(2017年2月11日付朝日新聞)。同記事中で、国連UNHCR協会の滝澤三郎理事長は、国際社会から日本が難民に冷たい国であるという評価が定着することの問題性ととともに、申請中は強制送還されず半年過ぎると就労が可能になるため、難民制度が1万人の労働者の受け入れルートとなっているとも指摘している。墓田(2016: 171-174)も同様の指摘を行なっている。
- 2) 挑発的なコピーと図柄、またかつて前衛漫画誌『ガロ』を出版していたことで知られる青林堂からの刊行ということでも物議をかもし、はすみ(2015)のイラストには、難民や「外国人」に対する地理的想像力の拒絶とともに私たち日本人の境界を脅かす存在への怨念が漂う。そこには「動かないこと」への幻想を自己らの拠り所とする者からの動いてやまない者への憎悪と嫉みが含まれていると感じる。
- 3) ベトナム難民がボートピープルとして到来した当時、日本は難民条約を批准しておらず、彼らには「水難者」としての上陸許可と一時庇護のみ与えられた。その後日本政府は、上陸許可者の急増や国際世論に従い、1978年にこれら滞留者の定住許可を閣議了解する。日本は1981年に難民条約に加入、1982年より「出入国管理及び難民認定法」が施行された。その後同法は改正され、現在、ベトナム難民が日本に定住するときの法的地位を規定する法律となっている。
- 4) 在日ベトナム難民はカトリック教徒と仏教徒が4:6といわれる。前者の場合、国際的な支援基盤が整っていたことから、日本でも宗教を介してつながりを得やすく、難民同士のネットワーク形成が容易だった。一方、仏教にはそうした統一された規格がなく、ベトナム仏教と日本仏教もその様相が大きく異なるため、仏教の伝統の強い日本においても、全国的なネットワークは形成されなかった(戸田 2001: 112-119)。
- 5) 伊勢崎市住宅課の『伊勢崎市営住宅入居申し込みのしおり・平成27年版』によれば、この制度の目的は次のように記されている。すなわちこの制度は、「棟ごとに世帯バランスの取れた住環境形成を図るため、新築又は既存住宅を母子・高齢者・障害者・単身者・新婚及び子育て・一般という6つの世帯に分散して配置する」もので、その目的は、より住宅困窮度の高い世帯に入居機会を多く提供するとともに、入居者の世帯属性がバランスよく多様化するよう調整することにある。本制度の導入前、羽黒地域では外国人住民と日本人住民とのトラブルが度重なり、加えて時代の変化に伴う公営住宅の人気低迷から、「羽黒は治安が悪い」とのイメージが生まれ日本人入居率が低下していた。このイメージを払拭させるために「外国人集住をセーブする」役割も暗に望まれていた。公営住宅の原則から、外国人と日本人は同等に扱われているが、外国人世帯には若年夫婦が多いため、結果的に希望の住宅へ入居しづらい状況を生んだ。
- 6) 羽黒町自治会役員への聞き取りは、新井と熊谷が、2015年7月24日午後、羽黒町集会所にて、区長のCさん、区長代理Dさん、会計Eさんと、県営住宅管理人のFさんとその奥さんの5名に行なった。この聞き取りは、伊勢崎市役所住宅課の紹介によるものであり、聞き取りの場には住宅課の職員も同席した。
- 7) この会の発足は、外国人父兄があかつきの村の石川神父に相談し、神父の尽力により伊勢崎市国際交流課を介して羽黒団地に打診があり、実現した。2005年7月の発会式には、小学生22人、中学生10人の計32人(内訳はベトナム29人、ブラジル2人、中国1人)が参加した。
- 8) ベトナム北部・南部出身者の間には確執が見られる。南部出身者は北部出身者を、北ベトナムの共産主義を支持していた人々であり、「経済難民」とみなす。一方北部出身者は人数も少なく、孤立しがちであり、南部出身者からのさまざまな圧迫に反感を抱く人も多い(川上 2001)。
- 9) あかつきの村での聞き取りは、2015年7月31日と11月5日に新井が単独で、2017年5月13日に熊谷と新井が共同で、計3回行なった。
- 10) 難民受け入れについては議論があったが、最後は石川神父が「困っている人は受け入れるべき」と決断したという。
- 11) 4名はすべてカトリック伊勢崎教会に通う人たちである。インタビューはすべて新井が、教会のミサ終了後やバザーなどの場で、30分程度日本語で行なった。なお、ベトナム難民の語りについては、会話のリアリティを伝えるため、日本語として不十分な表現もそのまま残した箇所がある。
- 12) 伊勢崎市国際課が2004年に設立した「外国人共生会議」を指す。2014年から多文化共生推進懇話会となる。

文献

あかつきの村・ベトナム難民受け入れ25周年記念誌発行委員会

- 編 2007. 『あかつきの村ベトナム難民受け入れ25周年記念誌－難民とともに歩んだ25年間』 あかつきの村.
- 岩淵功一 2010. 『多文化共生の“文化”を問う－共生／コミュニティ／メディア』 青弓社.
- 荻野剛史 2013. 『「ベトナム難民」の「定住化」プロセス』 明石書店.
- 外務省 2016. 国内における難民の受け入れ. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html> (最終閲覧日: 2018年1月3日)
- 加賀美常美代編 2013. 『多文化共生論－多様性理解のためのヒントとレッスン』 明石書店.
- 川上郁雄 2001. 『越境する家族－在日ベトナム系住民の生活世界』 明石書店.
- 熊谷圭知 2011. グローバル化の中で日本の空間はどう変わるか－ナショナルな排除から開かれたローカルへ. 小林 誠・熊谷圭知・三浦 徹編『グローバル文化学－文化を越えた協働』 123-141. 法律文化社.
- 塩原良和 2010. 『変革する多文化主義－オーストラリアからの展望』 法政大学出版局.
- 田中信也 1994. 日本の難民受け入れ. 加藤 節・宮島 喬編『難民』 141-168. 東京大学出版会.
- 戸田佳子 2001. 『日本のベトナム人コミュニティ－一世の時代, そして今』 暁印書館.
- はすみとしこ 2015. 『はすみとしこの世界－「そうだ 難民しよう!」』 青林堂.
- 墓田 桂 2016. 『難民問題－イスラム圏の動揺, EUの苦悩, 日本の課題』 中央公論新社.
- 吹浦忠正 1995. 難民の定住化－日本定住難民の諸問題. 駒井洋編『講座「外国人定住問題」第2巻 定住化する外国人』 103-131. 明石書店.
- 毛受敏浩編 2016. 『自治体がひらく日本の移民政策－人口減少時代の多文化共生への挑戦』 明石書店.
- 山脇啓造 2009. 多文化共生社会の形成に向けて. 移民政策研究 1: 30-41.
- 米川正子 2017. 『あやつられる難民－政府, 国連, NGOのはざままで』 筑摩書房.
- Yoshida, M. 2011. *Women, citizenship and migration: The resettlement of Vietnamese refugees in Australia and Japan*. Kyoto: Nakanishiya Shuppan.

くまがい・けいち

お茶の水女子大学基幹研究院

あらい・ゆり

群馬県庁

Vietnamese Refugees and Their Settlement in Isesaki and Maebashi City, Gunma Prefecture, Japan

KUMAGAI Keichi (Ochanomizu University) and ARAI Yuri (Gunma Prefectural Government)